

建築基準法第 52 条第 8 項の容積率緩和を受ける建築物に関する指導要綱実施細目

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

改 正 平成 17 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法第 52 条第 8 項の容積率緩和を受ける建築物に関する指導要綱(以下「要綱」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 事業者は、要綱第 4 条に規定する事前協議を行うには、別記第 1 号様式による協議書 2 通を市長に提出しなければならない。

(協議書の添付図書)

第 3 条 前条の規定による協議書には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項										
付近見取図	方位、道路、目標となる地物										
配置図 (1/300 以上)	縮尺、方位、敷地境界線(寸法を記入)、敷地内の建築物及び工作物の位置、敷地の接する道路の位置、道路に接して有効な空地の部分の範囲(赤色で囲むこと)、公開性の高い空地の範囲(青色で囲むこと)										
道路に接して有効な空地の部分(S)の計画図 (1/300 以上) ※配置図に明示すべき事項を全て明示した場合は、配置図を兼ねる事ができる。	縮尺、方位、道路に接して有効な空地の部分の寸法(歩道幅、道路境界線及び隣地境界線からの空き等)、道路に接して有効な空地の部分の仕上げ(歩道、植栽、広場、遊具・モニュメント等)、前面道路との高低差 ※道路に接して有効な空地の部分は、仕上げ材料に近い色で着色し、範囲を赤色で囲むこと。(次表参照)										
	<table border="1"><tbody><tr><td>道路に接して有効な空地の部分(S)</td><td>赤枠</td></tr><tr><td>公開性の高い空地(S')</td><td>青枠</td></tr><tr><td>植栽</td><td>緑色</td></tr><tr><td>自然土</td><td>黄色</td></tr><tr><td>インターロッキング等</td><td>材料の色</td></tr></tbody></table>	道路に接して有効な空地の部分(S)	赤枠	公開性の高い空地(S')	青枠	植栽	緑色	自然土	黄色	インターロッキング等	材料の色
道路に接して有効な空地の部分(S)	赤枠										
公開性の高い空地(S')	青枠										
植栽	緑色										
自然土	黄色										
インターロッキング等	材料の色										
道路に接して有効な空地の部分(S)の求積図 (1/300 以上)	道路に接して有効な空地の部分の各辺長、実面積 ※求積は、三斜求積によること。										
公開性の高い空地(S')の求積図(1/300 以上)	公開性の高い空地(S')の各辺長、実面積 ※求積は、三斜求積によること。										
住戸タイプ別平面図 (1/100 以上)	タイプ別の住戸専有面積及び平均住戸専有面積を記入すること。										
その他	市長が必要と認める内容										

(工事完了届)

第 4 条 事業者は、要綱第 6 条の規定による工事完了報告を行うには、別記第 2 号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

(改正経過)

平成 17 年 6 月 1 日 法第 52 条第 7 項→法第 52 条第 8 項(項ずれ)

第2号様式

建築基準法第52条第8項の容積率緩和を受ける建築物の工事完了届

大阪市長 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏名印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)



電話 () 番

建築基準法第52条第8項の容積率緩和を受ける建築物に関する指導要綱第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 建築計画の名称	
2 敷地の位置(地名地番)	大阪市
3 代理者住所氏名	TEL () ー 担当者()
4 事前協議番号	第 号
5 工事完了年月日	平成 年 月 日

※ 受付欄	※ 処理・備考
	完了検査年月日 平成 年 月 日